

運営基準において実施等が必要な各種委員会、計画・指針、研修及び訓練

<短期入所生活介護・短期入所療養介護>

	委員会の開催	計画・指針の整備	研修の実施	訓練の実施
業務継続計画（感染症・災害）	—	計画	年1回以上 新規採用時	年1回以上
感染症の予防及びまん延の防止のための措置	おおむね 6月に1回以上	指針	年1回以上 新規採用時	年1回以上
虐待の防止	定期的	指針	年1回以上 新規採用時	—
認知症介護に係る基礎的な研修（無資格者のみ）	—	—	採用後 1年以内	—
非常災害対策	—	計画	—	定期的
身体拘束等の適正化	3月に1回以上	指針	年2回以上 新規採用時	—